高齢者・障害者又はホームレスに対する法律援助	イ　生活保護申請等	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、100,000円を上限に別途加算する。	52,500円	
	ロ　生活保護申請にかかる審査請求等	20,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、100,000円を上限に別途加算する。 ④関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合には、減額することができる。	105,000円	関連事件に引き続き受任する場合その他特別の事情がある場合には、減額することができる。

※　翻訳費用はＡ４サイズ１枚あたり3,000円（消費税込）とする。

犯罪被害者法律援助基金に関する規則中一部改正公告の訂正に関する公告

平成二十二年三月十六日（号外第五十三号）掲載の犯罪被害者法律援助基金に関する規則（規則第百十七号）中一部改正公告に誤りがあったので、訂正し、公告する。

平成二十二年九月七日

日本弁護士連合会

別表を次のとおり訂正する。

別表（第７条第１項関係）

援助内容		費用相当分 ※１、※２ 基準額（消費税込）	費用相当分 ※１、※２ 備考（すべて金額は消費税込。実費（通訳・翻訳費用及び貼付印紙代を含む。）相当分として、以下の条件で加算する。）	弁護士報酬相当分（被援助者に現実に利益があったときを除く。） 基準額（消費税込）	弁護士報酬相当分（被援助者に現実に利益があったときを除く。） 備考（すべて金額は消費税込。以下のとおり加算する。）	被援助者に現実に利益があったときの弁護士報酬相当分 基準額（消費税込）	被援助者に現実に利益があったときの弁護士報酬相当分 備考
継続相談、被害届提出、告訴・告発、事情聴取同行、検察審査会申立、法廷傍聴同行、証人尋問・意見陳述付添、刑事記録閲覧謄写、加害者との対話、刑事手続における和解の交渉（示談交渉を含む）、犯罪被害者給付金の申請、報道機関への対応・折衝等	１件	5,000円	①50,000円を上限とする。 ②通訳・翻訳を必要とする場合には100,000円を上限とする。 ③医師その他の専門家が意見書を作成する場合の当該専門家に支払うべき実費が発生する場合には、100,000円を上限に別途加算する。	105,000円 ただし、起訴後に申込みがあり、国選又は私選の被害者参加弁護士が付けられた案件は、52,500円とする。	①複数回にわたる法廷傍聴等同行、重大事件における報道機関への対応・折衝など、長期あるいは複雑・困難な援助活動を実施した場合には、262,500円を上限として加算する。 ②特段の事由により援助の対象となる受任弁護士が２人のときは210,000円とし、３人以上のときは315,000円とする。ただし、①の加算事由がある場合は、これらの額に受任弁護士が２人の場合は420,000円、３人以上の場合は472,500円を上限として加算する。	①被援助者が現実に入手した金額が1,000万円以下の金額であるときは、当該金額の12.6％とする。 ②被援助者が現実に入手した金額が1,000万円を超え、3,000万円以下の金額であるときは、1,000万円超える部分の8.4％にあたる金額を①により算出される金額に加算する。 ③被援助者が現実に入手した金額が3,000万円を超え、5,000万円以下の金額であるときは、5,000万円を超える部分の6.3％にあたる金額を①及び②により算出される金額に加算する。 ④被援助者が現実に入手した金額が5,000万円を超える金額であるときは、5,000万円を超える部分の5.25％にあたる金額を①から③までにより算出される金額に加算する。	刑事手続きにおける和解の交渉（刑事手続きに付随する示談交渉を含む。）において、被援助者が現実に財産的利益（犯罪被害者等給付金を除く。）を得た場合とする。